



- I. GDPR: 十分性認定後に公表された日本企業が知っておくべきオピニオン・ガイドライン
- II. 欧州案件における PMI の留意点
- III. EU におけるデジタル単一市場における著作権に関する指令の成立
- IV. 英国における近時のファンドの動向及び規制について
- V. ドイツ労働関連法に関する近時の改正について

2019 年  
4 月号

## I. GDPR: 十分性認定後に公表された日本企業が知っておくべきオピニオン・ガイドライン

執筆者: 石川 智也

GDPR 対応に関連して、十分性認定後も欧州当局よりオピニオンやガイドラインが公表されており、中でも特に日本企業が知っておくべきものとして、以下のものが挙げられる。いったん GDPR 対応が落ち着いた企業においても、現地の動向を継続的にフォローし、自社の対応を逐次見直すことが求められていると言えよう。

### 1. データ保護監督機関の能力、業務、及び権限等に関する e-Privacy 指令と GDPR の交錯に関するオピニオン(2019 年 3 月 12 日公表)<sup>1</sup>

このたび、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board。以下「EDPB」という)が、e-Privacy 指令と GDPR が交錯する領域について、オピニオン(以下「本オピニオン」という)を公表した。特に重要なのは、①e-Privacy 指令と GDPR の双方のルールが適用される場面が存在し、②e-Privacy 指令において同意に基づくことが要求されているデータ処理については、GDPR との関係でも同意に基づくことが要求され、その他の適法性の根拠(契約の履行や、正当な利益など)に依拠することができないとされている点である。

①の点は、昨年の欧州司法裁判所の判決(Wirtschaftsakademie 事件<sup>2</sup>)や法務官意見(Fashion ID 事件<sup>3</sup>)を確認したものである(本オピニオン 11 頁～12 頁)。

②の点は、e-Privacy 指令は、データ保護指令をより具体化し、補完するものであるとされていたところ(e-Privacy 指令 1 条 2

<sup>1</sup> [European Data Protection Board, Opinion 5/2019 on the Interplay Between the ePrivacy Directive and the GDPR, in Particular Regarding the Competence, Tasks and Powers of Data Protection Authorities \(Adopted on Mar. 12, 2019\).](#)

<sup>2</sup> [Case C-210/16, Unabhängiges Landeszentrum für Datenschutz Schleswig-Holstein v. Wirtschaftsakademie Schleswig-Holstein GmbH, ECLI:EU:2018:388.](#)

<sup>3</sup> [Case C-40/17, Fashion ID GmbH & Co. KG v. Verbraucherzentrale NRW e.V. \(Opinion of Advocate General\).](#)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

項)、GDPR94 条 2 項により「データ保護指令」は「GDPR」と読み替えられるため、e-Privacy 指令は、GDPR をより具体化し、補完するものであるということになる。その上で、e-Privacy 指令に具体的な規定が存在する場合には、(いわば特別法である)e-Privacy 指令の規定が(いわば一般法である)GDPR の規定に優先するとされている。

例えば、GDPR6 条によれば、個人データの処理には同条 1 項(a)号から(f)号までの何れかの法的根拠があれば良いが、e-Privacy 指令 5 条 3 項によれば、ユーザーが持つ端末に情報(典型的には Cookie)を保存したり、又は既にその端末に保存されている情報にアクセスしたりするためには原則として事前のデータ主体の同意が必要である。このような場合には、e-Privacy 指令が優先され、同意以外の法的根拠に基づいて情報(典型的には Cookie)を処理することはできないということになる。また、本オピニオンでは、GDPR6 条と e-Privacy 指令 9 条(トラフィックデータ以外の位置情報)・13 条(一方的なコミュニケーション。一部のダイレクトマーケティングがこれに該当する)の関係についても同様と指摘している。

ここで、e-Privacy 指令における「同意」とは、個人データ保護指令における「同意」を意味するとされているが(e-Privacy 指令 2 条(f)号)、これも GDPR94 条 2 項により「個人データ保護指令」は「GDPR」と読み替えられるため、結局のところ GDPR の厳格な要件を満たした個人データの取得が必要ということの意味することになる。

日本企業としては、e-Privacy 規則の策定に向けた議論をフォローするだけでなく、現行の e-Privacy 指令の下での Cookie、位置情報の取得、ダイレクトマーケティングといった個人データの処理について、今一度確認することが求められる。

## 2. オンラインでのデータ主体へのサービス提供に関連して行う GDPR6 条 1 項(b)号に基づく個人データの処理に関するガイドライン案の公表(2019 年 4 月 9 日公表)<sup>4</sup>

前記のとおり、GDPR の下では個人データの処理には、同意、契約の履行、正当な利益等の 6 種類の適法性の根拠のうち、何れかを備えていることが必要である。適法性の根拠ごとにデータ主体に認められる権利が異なるため<sup>5</sup>、適法性の根拠をどのように決めるかは非常に重要である。

上記ガイドライン案は、この適法性の根拠のうち、オンラインでのデータ主体へのサービス提供に関連して「契約の履行のために必要な場合」の解釈を示すものである。もっとも、オンラインでのデータ主体へのサービス提供以外の側面でも参考になる部分は多いため、GDPR への対応を行った際に「契約の履行」を適法性の根拠に挙げていた企業においては、上記ガイドライン案に則したあてはめになっているか、確認することが望ましい。具体例も多く掲げられており、サービス向上のため、詐欺防止のため、ターゲット広告のためといった目的は「契約の履行のために必要な場合」には該当せず、「同意」や「正当な利益」といった他の適法性の根拠に依拠するべき旨が指摘されている。また、データ主体に向けてパーソナライズされたコンテンツを提供する場合には、真に契約の履行のために必要なものであるといえるか個別に判断すべきとされている。

なお、「正当な利益」を適法性の根拠とする場合には、会社又は第三者の利益と、データ主体の利益を検討した上で、比較衡量を行い、後者が前者を上回らないことを説明できる必要がある(いわゆる Balancing Test)。また、この Balancing Test の結果もアクセス権の対象となっており、この結果をまとめたドキュメントを用意していないとデータ主体によるアクセス権の主張への対応ができないことになる。いったん対応が一段落した日本企業も、GDPR との関係で、データ漏えいやデータ主体による権利の主張に対応ができるよう、運用面を更にブラッシュアップしていくことが求められる。



いしかわ のりや  
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[n.ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n.ishikawa@jurists.co.jp)

2006 年弁護士登録。2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IP とデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州での M&A も手掛ける。

<sup>4</sup> [European Data Protection Board, Guidelines 2/2019 on the Processing of Personal Data Under Article 6\(1\)\(b\) GDPR in the Context of the Provision of Online Services to Data Subjects \(Adopted on Apr. 9, 2019\).](#)

<sup>5</sup> 例えば、同意や契約の履行のために必要であることを適法性の根拠とする場合にはデータポータビリティ権が生じるが、正当な利益を適法性の根拠とする場合にはデータポータビリティ権は生じない。

## Ⅱ. 欧州案件における PMI の留意点

執筆者: 木津 嘉之

### 1. クロスボーダー案件と PMI

企業買収案件において、買収企業が想定しているシナジー効果の獲得を含む M&A 戦略の達成、また、買収後の対象会社による事業計画に沿ったオペレーションの継続の観点から、ディール成立後の統合プロセス（ポストマージャーインテグレーション。以下「PMI」といいます）は枢要となります。

PMI の重要性は、国内案件に限らず、海外 M&A 案件においても当てはまります。経済産業省において昨年取り纏められた「海外 M&A を経営に活用する 9 つの行動」においても、海外 M&A における PMI の重要性が指摘されております<sup>6</sup>。具体的には、買収検討段階を含め、①ディール直後における統合プロセスの開始、②買収目的を前提とした買収先の経営（モニタリング含む）、③買収先へのメッセージ及びコミュニケーション、④グローバルレベルでの経営・内部統制システムの採用の重要性等が、議論されています。

海外 M&A における PMI は、日本における場合と比較して、一般的に高難度であると言われ、情報取得の難しさ、規制・税制・法制度の違い、物理的距離や時差、言語や文化の違いなどが、その要因の例として挙げられております<sup>7</sup>。

### 2. 迅速な統合の重要性とこれを見据えたディールクローズ前の検討の重要性

上記①においては、ディール「直後」における「迅速」な統合が強調されております。また、実際にも、PMI プラン策定に際しては、1990 年代に数多くの買収を実施した GE キャピタルの取組事例<sup>8</sup>を参考に、（取引実行時を Day1 として、その直後からの）100 日プランの策定及び実行によることがより一般的になってきております。

迅速な PMI の実施が、買収時に想定されていた M&A 戦略上のシナジー獲得の観点から望ましいことは言うまでもありません。例えば、対象会社の販路を利用した買収企業の商品販売による売上・利益の増加による売上シナジー、また、共同購買によるコストシナジー等については、かかるシナジー獲得のタイミングが早ければ早いほど、買収による付加価値をより多く取り込むことができることとなります。

これ以外にも大きな理由としては、対象企業サイドから見た理由付けも考えられます。モメンタム及びクイックウィン<sup>9</sup>の観点です。買収直後における役職員が変化を受容するモメンタムを利用し、必要な既存事業のオペレーションの変更を、迅速に実施することが可能です。また、簡易かつ時間がかからずに対応できるものから実施させ、成果に落とし込むことで、より長期の重要なプロジェクトへの機運醸成の足掛かりにすることができます。そのためには、その達成の確度が高く、かつ、迅速にその効果を受容できるシナジーと、確度は低いが着実に対応を実施すべきアクションとを分けて考えることが重要となります。クロージング直後において、重要ではあるものの、確度が低い事項のみに PMI の焦点を当てると、この実施ができなかった場合に従業員が疲弊し、モチベーションが下がることにもつながります。

その意味では、実際のシナジー達成にかかる時間を適切に織り込んだ事業計画の策定を迅速に実施することが必要となります。クロージング前において、対象会社のビジネスを理解することも重要となりますが、独占禁止法上の企業結合申請が必要な事案において承認を取得する前に統合を開始するような行動を取ること、また、クロージング前に機微情報に関する情報交換を

<sup>6</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180327003/20180327003-3.pdf>

<sup>7</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180327003/20180327003-1.pdf>

<sup>8</sup> <https://hbr.org/1998/01/making-the-deal-real-how-ge-capital-integrates-acquisitions>

<sup>9</sup> <https://www.bain.com/ja/results/salesforce-integration-generates-m-and-a-success-in-healthcare/>

することは、独占禁止法上問題になり得ます。かかる独占禁止法上の問題点を考慮した上で、交換できる情報の内容、具体的な情報遮断措置については、事前に専門家に相談する必要があります。

### 3. 欧州における特殊性

欧州におけるM&Aにおいても、上記の議論が該当するのみならず、より重要な意味を有する側面もあります。欧州におけるPMIの主な留意点をいくつかご紹介致します。

まず、日本と異なる商慣習及び文化に留意が必要となります。Day1以降現存する事業を継続して実施できるよう対応を整えていくことも、買収直後におけるPMIとして重要となります。事業継続のための準備においては、日本案件と同様の理解を前提として実施をする場合、大きな問題を生じることもあります。例えば、フランス及びイタリアを含む一部の欧州諸国においては、特に契約の相手方の交渉ポジションが強いような場合は、契約相手が適時に返事をしてこないことも稀ではありません。株主変更の放棄書や契約の一部変更が必要な事案については、日本の案件以上に、契約の重要性及び相手方当事者との交渉ポジションについてより慎重に検討し、必要な内容をM&A契約の前提条件にすることを求める等、クロージング前の売主サイドでの実施を求める努力も重要となります。

次に、マネジメント及びガバナンスに関する意識の違いがあります。日本企業の買収対象となる多くの企業は、PEファンドか創業オーナーが売主の場合が多いと考えられます。いずれの場合であっても、マネジメントを今後継続して利用することの可否及び是非について検討することとなりますが、その際に、現地での対象企業の運営を託すこととなるマネジメントとの間で、現地における裁量の範囲並びに日本サイドへの報告及び内部決済が必要な範囲について議論することが必要となります。対象会社の規模が当該買収にかかる日本企業の規模に比して小さい場合は特に、意思決定の層が重畳的であること、また、事業運営のスピードが従前に比して遅滞化すること、を理由として、日本企業が有する決済システムをそのまま適用することに大きな反対を受けることがあります。どのタイミングでどのようなマネジメント及びガバナンスの方法を提供するか、また、これに関し、現地のマネジメントの理解をどのタイミングで得るのかは慎重な検討が必要となります。

なお、上記においては、欧州案件を一括りにしてご紹介しておりますが、欧州各国毎に法令、文化、マネジメント・労働システムも異なりますので、国毎に検討すべき点は異なることにご留意下さい。



きず よしゆき  
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.kizu@jurists.co.jp](mailto:y.kizu@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクセキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全域のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。

### Ⅲ. EUにおけるデジタル単一市場における著作権に関する指令の成立

執筆者：菅 悠人

欧州議会は、2019年3月26日、デジタル単一市場における著作権に関する指令の最終文案(以下「DSM 著作権指令」といいます。)を可決しました<sup>10</sup>。DSM 著作権指令は、同年4月15日に欧州連合理事会の正式な承認も受けており、近いうちに官報を通じて公布される予定です。欧州連合の各加盟国は、当該指令を国内で実施するための法律を公布から2年以内に制定することになります。

DSM 著作権指令の最初の文案(以下「当初案」といいます。)<sup>11</sup>は、2016年9月に欧州委員会により提出されました。当初案の中では、報道機関に対して著作隣接権としての複製権と公衆送信権を与える旨を定めた11条と、オンラインコンテンツへのアクセスを提供するプラットフォームが、著作権を侵害するコンテンツのアップロードを防止するためにアップロードフィルターを実装すべき旨を言及した13条が特に注目を集め、大きな議論を呼び起こしました。当初案11条は、DSM 著作権指令では15条に、当初案13条は、DSM 著作権指令では17条に、それぞれ改番されています。

#### 1. 報道刊行物のオンライン利用に関する権利(DSM 著作権指令 15条(当初案 11条))

DSM 著作権指令 15条1項は、各加盟国が、報道機関が発行する報道刊行物のオンラインでの利用に関し、報道機関に対して著作隣接権としての複製権と公衆送信権を与える内容の国内法を立法しなければならない旨を定めています。

DSM 著作権指令 15条が立法された背景には、近時、オンラインプラットフォームを通じて、報道機関がオンラインで公表する報道記事へのリンクの一覧を、スニペットと呼ばれる記事の抜粋文とともに表示することで、異なる報道機関の記事を横断的に検索・参照できる Google News のようなニュース記事検索サービスが発達し、多数の利用者を獲得しているという事情があります。ニュース記事検索サービスが提供される場合、かかるサービスの提供者であるプラットフォーム側はアクセスした利用者の数に応じて広告収入を得ることができますが、報道機関側は、一覧で表示されたリンクがクリックされない限り記事へのアクセスが確保できません。欧州委員会が DSM 著作権指令を提案する際に実施した影響評価の報告書においても、利用者の約半数はプラットフォーム側に表示されたニュース記事のみを閲覧し、報道機関のウェブサイトは訪問せずに終わっているとの調査結果が紹介されています<sup>12</sup>。このため、プラットフォーム側は、報道機関が提供するコンテンツを利用してサービスを提供し、収益を得ているにもかかわらず、報道機関が提供するコンテンツには十分な収益が配分されていないとして、いわば報道機関のコンテンツに不当にただ乗りしているとの批判を受けてきました。

このような批判を背景として提示された当初案の 11 条では、何らの例外規定を設けることなく報道機関に対して著作隣接権が与えられる旨が定められたため、ニュース記事検索サービスがスニペットを表示することについてもプラットフォーム側が報道機関に対して許諾料を支払う義務があると読める内容の条項となっていました。このため、当初案に対しては、プラットフォーム側から大きな批判が沸き起こりました。その後、2016年9月に当初案が公表されて以来、2年以上にわたって議論が交わされた結果、最終的に可決された DSM 著作権指令 15 条 1 項では、例外規定として、ニュース記事等の「個別単語の使用又は非常に短い抜粋文」については報道機関の著作隣接権の保護範囲に含まれないとする文言が挿入されるに至っています。「非常に短い抜粋文」という文言にスニペットが含まれるかについては議論がありますが、欧州議会が公表したプレスリリースによれば、「非常に短い」内容である限りスニペットの使用も含まれるとされています<sup>13</sup>。

元々、欧州連合の複数の加盟国では、報道機関が民主的政治過程において果たす役割の重要性に鑑み、サービス市場のデジタル化が進む中で徐々に収益源を失いつつある報道機関に対して適切な法的保護を与えるべきという見解が根強く存在していました。特に、スペインでは、ニュース記事検索サービスの提供者が報道記事へのリンクを設定したり、スニペットを表示した場合に報道機関に対して許諾料を支払わなければならないという規制が2014年10月に導入されました。この規制には、報道機関は許諾料を受領する権利を放棄できないとの定めが含まれていました。この規制が制定された結果、Google は、スペインにおいて

<sup>10</sup> <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P8-TA-2019-0231+0+DOC+PDF+V0//EN>

<sup>11</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2016:0593:FIN>

<sup>12</sup> [https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:e065cd0d-7a57-11e6-b076-01aa75ed71a1.0001.02/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:e065cd0d-7a57-11e6-b076-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF) (p.157)

<sup>13</sup> <https://www.theguardian.com/technology/2014/dec/11/google-news-spain-to-close-in-response-to-tax-on-story-links>

Google News の提供を停止するに至っています<sup>14</sup>。

今回成立した DSM 著作権指令 15 条では、上記のとおり、報道機関の著作隣接権はスニペットの使用には及ばない旨の例外規定が追加されたため、Google News などへの影響は限定的と見られています。しかしながら、報道機関の重要性についての認識は欧州連合の内部で広く共有されています。また、伝統的な報道機関の存在は、近年問題になっているフェイクニュース防止の観点からも再認識されています。このため、今回認められた著作隣接権を端緒として、将来、報道機関に認められる知的財産権が更に強化される可能性も否定できません。

上記のとおり、DSM 著作権指令 15 条において新たに定められた権利は、サービス市場のデジタル化が急速に進んだことにより生じたプラットフォームと報道機関のパワーバランスの変化に一石を投じるものであり、今後の動向が注目されます。

## 2. 侵害コンテンツに関するプラットフォームの責任(DSM 著作権指令 17 条(当初案 13 条))

DSM 著作権指令 17 条 1 項では、各加盟国は、オンラインコンテンツ共有サービス提供者が、利用者がアップロードする著作物等についてアクセスを公衆に対して与える場合、又はかかる著作物等を公衆に対して利用可能にする場合、当該オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、公衆送信又は公衆への利用可能化行為を行っているものとするを法令により規定しなければならないと定められています。

同項にいう「オンラインコンテンツ共有サービス提供者」は、ユーザーがアップロードする大量の著作物等を保管し公衆にアクセスさせるサービスを営利目的で提供する者をいうとされ(DSM 著作権指令 2 条 6 号)、YouTube のようなコンテンツ共有サービスが典型例として想定されています。元々、YouTube のようなコンテンツ共有型のプラットフォームにユーザーが侵害コンテンツをアップロードした場合、当該ユーザーが著作権侵害行為の法的責任を負うことにはあまり議論の余地がないといえますが、プラットフォームの運営者も著作権侵害行為の法的責任を問われるかについては議論がありました。上記の DSM 著作権指令 17 条 1 項は、コンテンツ共有型のプラットフォームにおいて、アップロードされたコンテンツに関して公衆によるアクセスを可能とする場合には、プラットフォームの運営者も法的責任を負うことを定めたものです。

この結果、オンラインコンテンツ共有サービス提供者は、アップロードされたコンテンツについて権利者の許諾を得なければならないということになります(DSM 著作権指令 17 条 1 項)。そして、オンラインコンテンツ共有サービス提供者が権利者の許諾を得られなかった場合には、以下の 3 点を満たさない限り、侵害コンテンツのアップロードについて責任を負うものとされています(DSM 著作権指令 17 条 4 項)。

- ① 許諾を得るために最善の努力を尽くしたこと
- ② 高い業界水準に基づく職業的注意義務に従って、権利者が提供した情報に係る著作物等を利用できなくするために最善の努力を尽くしたこと
- ③ 権利者から通知を受領した場合に、プラットフォーム上から当該通知に係る著作物等を削除又はアクセスできなくするために迅速に行動し、かつ、当該著作物等が将来再度アップロードされることを防止するために最善の努力を尽くしたこと

冒頭でも触れたように、DSM 著作権指令 17 条(当初案 13 条)をめぐるのは、上記の「権利者が提供した情報に係る著作物等を利用できなくする」ための最善努力義務の一環として、侵害コンテンツを自動的に検知して除去するアップロードフィルターの導入が義務付けられるかが議論的となってきました。

この点、当初案の 13 条では、サービス提供者がその義務としてプラットフォーム上の侵害コンテンツを除去し、アップロードを防止するために必要な措置をとらなければならないことがより明確に規定されていました。また、かかる措置の例として、「コンテンツの内容を効果的に識別するための技術」が用いられるべきことが述べられており、アップロードフィルターの導入を義務付けるものとして注目を集めました。

他方で、最終的な条文として可決・承認された DSM 著作権指令 17 条では、上記のとおり、侵害コンテンツの除去及びアップロードの防止は最善努力義務に引き下げられました。また、アップロードフィルターを想起させるような文言も削除されています。このため、同条の内容は、当初案 13 条の文言と比べると、特にサービス提供者に対するアップロードフィルターの導入義務に関して、

<sup>14</sup> スペインに加えて、ドイツにおいても、報道機関に対して付随的な著作権を付与する同様の立法が 2013 年に制定されています。ドイツの場合には、スペインと異なり、報道機関が許諾料を受領する権利を放棄できないという定めはなかったため、ほとんどの報道機関がニュース記事検索サービスからのアクセス数の維持を望んだ結果、許諾料を放棄するに至り、規制の実効性が失われる結果に終わっています。

<https://www.mhc.ie/latest/insights/intellectual-property-update-article-11-of-the-agreed-text-of-the-controversial-copyright-directive>

より曖昧な規定になったといえます<sup>15</sup>。

しかしながら、最善努力義務は、努力義務の中では最も厳格な水準の努力義務と解されており、また、DSM 著作権指令 17 条 5 項においては、許諾がない場合のサービス提供者の責任の有無はサービスの種類、規模、及び閲覧者や、サービス提供者が利用可能な手段及びこれに要する費用を考慮の上、比例原則に基づいて判断されると定められています。これらの条項に鑑みると、極めて多数のコンテンツがアップロードされる大規模なプラットフォームであって、運営者に十分な資金力があるような事案においては、DSM 著作権指令 17 条の下でも、事実上、アップロードフィルターを導入しなければ法的責任を免れられない場面が生じる可能性も否定できないように思われます。現地の実務家や業界関係者の間でも、同条はアップロードフィルターの導入義務を完全に否定したわけではないという見方が少なくありません。

YouTube は、DSM 著作権指令 17 条に関して声明を出し、その中で、同条は、従前の案に比べれば改善された内容であると評価しつつも、予期せぬ結果が生じる可能性があり、引き続き懸念していると表明しました<sup>16</sup>。最善努力義務の内容や、比例原則に係る具体的な判断基準については今後の裁判例が出るのを待つこととなります。同条をめぐっては、欧州委員会が利害関係者間の協力に関して対話の場を設けることとなっているほか、ガイドラインの公表も予定されています(DSM 著作権指令 17 条 10 項)。同指令 15 条とともに、今後の動向が注目されます。



すが ゆうじん  
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.suga@jurists.co.jp](mailto:y.suga@jurists.co.jp)

2009 年弁護士登録。2016 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017 年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017 年より 2018 年までウィルマー・ヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

## IV. 英国における近時のファンドの動向及び規制について

執筆者: 石田 康平

### 1. 英国におけるファンド市場の動向

Brexit による市場の不確実性にもかかわらず英国ロンドンでの投資法人の新規上場は盛んであり、エネルギー、不動産、インフラストラクチャーの分野を中心に 19 の投資法人が 2018 年に新規上場し、約 30 億ポンドを調達しました。また、私募ファンドの組成に関しては 2017 年に比較するとやや減少したものの引き続き好調です。

一方で、最近の傾向として上場投資法人における手数料の引き下げ、成功報酬の廃止、資産規模の増加にあわせて管理報酬の料率を下げるというスキームの導入例も多くなっています。

### 2. 英国における新たなファンド規制

2015 年 11 月、英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。)は、資産運用会社と個人投資家及び機関投資家との関係について資産運用市場調査(Asset Management Market Study)を行うことに関するアナウンスメントを行い、かかる調査結果につき 2016 年 11 月に中間報告書、2017 年 6 月に最終報告書を作成しました。

<sup>15</sup> 欧州委員会のウェブサイトにはアップロードされた Q&A(2019 年 4 月 17 日時点のもの)では、「最善努力義務」はアップロードフィルターなどの特定の技術の利用を義務付けるものではないと述べられています。

<https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/faq/frequently-asked-questions-copyright-reform#1541>

<sup>16</sup> <https://www.tubefilter.com/2019/03/27/susan-wojcicki-youtube-article-13-eu-copyright-law/>

かかる報告書記載の内容を踏まえて、FCA は一定割合の独立取締役の義務化によるファンドのガバナンス改善、Box profits<sup>17</sup>を投資家に還元する規制等<sup>18</sup>に関するFCA規制及びガイダンス(Policy Statement 18/8)<sup>19</sup>を2018年4月に公表しました。

また、翌2019年2月4日には、投資家に対する手数料や運用成績に関する開示のルールを中心とした新たなFCA規制及びガイダンス(Policy Statement 19/4)<sup>20</sup>が公表されました。

かかる新たなFCA規制及びガイダンスによると、ファンドマネージャーは投資戦略の特徴を目論見書等の主要な情報提供文書に記載することが求められます。また、ファンドマネージャーが目論見書等においてベンチマーク(指標)を使用する場合は、何故そのようなベンチマークを使用したのかを説明することが求められ、かつ、複数のベンチマークを使用する場合には過去の実績も表示する義務があることが明確化されました。更に、ファンドの成功報酬が目論見書等に明記される場合、全ての費用等が控除された後のファンドの運用成績に基づいて計算されなければならないという規制も導入されました。

これらの一連の規制は2019年春から秋にかけて順次施行されていきますが、Box profitsに関するルールは2019年4月1日から既に適用されています。また、ベンチマークに関する開示規制は、新規に組成されるファンドについては2019年5月7日から適用され、既存のファンドについては2019年8月7日から適用されます。成功報酬に関する開示規制は新規組成ファンドであるか既存ファンドであるかにかかわらず2019年8月7日から一律に適用されます。更に、2019年9月30日からは独立取締役に関する規制等が適用されます。



いしだ こうへい  
石田 康平

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[k.ishida@jurists.co.jp](mailto:k.ishida@jurists.co.jp)

2003年弁護士登録、2011年ニューヨーク州弁護士登録。2002年東京大学法学部卒業、2010年ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)。2010年10月から2012年6月まで丸紅英国子会社に出向し、欧州、中東、アフリカでの発電事業を中心としたエネルギービジネスに携わる。2017年から東京大学法学部非常勤講師。金商法、ファンドビジネス、再生可能エネルギー分野に精通。

## V. ドイツ労働関連法に関する近時の改正について

執筆者: 金子 佳代

本稿は、ドイツに現地工場等を有する日系企業にも影響の生じる近時のドイツ労働関連法の改正事項につき、その概要を紹介するものである。なお、以下で紹介する改正は、いずれも2019年1月1日より施行されている。

### 1. 最低賃金の引き上げ

ドイツでは、2015年に約10年にわたる議論を経て最低賃金法(Mindestlohngesetz (MiLoG))が施行されたことにより、最低賃金制度が法的に導入された(導入時時給8.5ユーロ)。最低賃金の額については、経済事情等もふまえて、2年毎に開催される最低賃金委員会の勧告により調整されることとなっており(MiLoG4条1項、9条1項)、2018年6月26日の最低賃金委員会勧告

<sup>17</sup> ファンドマネージャーが売り/買いで異なる価格を設定することでリスクを負わずに利益を得る取引を行っている場合の当該利益を意味します。

<sup>18</sup> その他に、投資家が保有する有価証券の種類変更の際に投資家の同意を不要とし、通知で足りるというルールも含まれています。

<sup>19</sup> <https://www.fca.org.uk/publication/policy/ps18-08.pdf>

<sup>20</sup> <https://www.fca.org.uk/publication/policy/ps19-04.pdf>



により、2019年1月1日からは9.19ユーロ、2020年1月1日からは9.35ユーロに引き上げられることとなった。

なお、2020年には、かかる改定頻度(すなわち最低賃金委員会開催頻度)を含め、最低賃金法全体の評価・見直しが行われることとなっている(MiLoG23条)2. 理由を問わない期限付き労働時間短縮請求権の導入

ドイツでは、従来より、6ヶ月以上の勤務歴を有するフルタイム労働者が、雇用者に対して、その理由の如何(産後育児・介護等)を問わず、労働時間を短縮させて働くことを要求する権利(フルタイム労働からパートタイム労働への労働時間短縮請求)が認められていた(パートタイム・有期労働契約法 Teilzeit- und Befristungsgesetz (TzBfG) 8条)。もともと、育児や介護等の理由なく、いったんフルタイムからパートタイムへと雇用形態を変更させた場合、再度、フルタイムの雇用形態に戻りたいと希望したとしても、雇用者側からフルタイムの空きポストがある場合に情報提供を受け(TzBfG7条2項)、その情報に基づいてフルタイムへの復帰を希望した場合に、雇用者側が優先的に考慮する(TzBfG9条)のみであって、実際にはパートタイムからフルタイムに戻ることができないのが実情であった。ドイツではパートタイムで勤務する労働者約150万人のうち、およそ80%が女性であり、大半が育児のために労働時間をいったん短縮すれば、その後フルタイムに復帰できない「パートタイムの罠 (Teilzeitfalle)」に陥っている労働者であると指摘されていた。

雇用者側、特に十分な代替要員のいない中小企業の雇用主から見れば、フルタイムへの復帰を法的な権利として認めることは、非常に負担が大きいものであり、過去にいったんは法制化が見送られたものの、来るデジタル社会における第4次産業革命を受けての社会変化に鑑み、今後は労働者側に労働環境(場所・時間)に関してより広い自由度を認めるべきであり、また「生活にあわせた労働の権利」を認めるべきであるとの意見の高まりを受け、今回、「復帰権 (Rückkehrrecht)」として法制化されることとなった。

復帰権を行使できるのは、従業員数が常時45名を超える企業において、勤続6年以上の従業員であり、予め1年から5年の期間を指定して、パートタイムへの雇用形態の変更権を行使した場合、当該期間経過後は、元のフルタイムの雇用形態への復帰が自動的に認められることとなり、その理由の如何を問わない(TzBfG9a条1項)。なお、かかる権利行使は、パートタイム移行を希望する日の3ヶ月前までに行わなければならない。

但し、従業員数が常時45名から200名の間の企業においては、無制限にかかる義務を雇用者に負わせることは負担が大きい。ため、TzBfG9a条2項では、かかる権利を行使できる従業員の上限数が決まっており、上記の規模の企業においては、従業員15名毎に1名、かかる権利を行使できる従業員を認めれば足りるとされている(例えば45名から59名の従業員を擁する会社の場合は4名まで、195名から199名までの従業員を擁する会社の場合は14名まで)。上限に達した場合には、労働者からの期限付き労働時間短縮請求権の行使を拒否することが可能である。また、厳格な要件及び企業側への立証責任はあるものの、ビジネス上の緊急性が認められる場合には、企業規模を問わず、労働時間短縮請求権の行使を企業側は拒めるとされている(TzBfG9a条2項)。

なお、従業員は、いったん上記権利を行使すれば、再度同権利を行使するためには、原則としてフルタイムに戻って1年以上勤務しなければならないとされている(TzBfG9a条5項)。



かねこ かよ  
金子 佳代

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ka\\_kaneko@jurists.co.jp](mailto:ka_kaneko@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。2014-2018年ベルリン州弁護士会外国法弁護士登録、2015年ベルリン自由大学修士課程(EUビジネス法専攻: Master of Business Law)卒業後、ドイツ老舗トップローファームであるHengeler Mueller法律事務所のベルリンオフィスにて勤務。日系企業案件のみならず、ドイツ国内案件やEU特有の国際的企業案件にも数多く関与することにより、企業法務全般につき広く経験を積む。ゲーテ大学フランクフルトアムメイン博士課程在学中。M&A、コーポレート全般を中心とし、法的助言にとどまらず、ビジネス慣習・文化の違いも踏まえたきめ細やかなアドバイスをを行う。使用言語: 日本語、英語、ドイツ語